



# 犬の登録・狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。予防注射を下記の日程で行ないますので必ず受けてください。犬の登録をしていない人は注射会場でも登録できます。登録済みの人は通知ハガキを注射会場へ持参してください。登録内容に変更（犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など）がある場合は、環境衛生課までご連絡ください。

料金  
1頭につき

既登録の犬 3,000円

注射料 2,500円  
注射済票交付手数料 500円

未登録の犬 6,000円

登録料 3,000円  
注射料 2,500円  
注射済票交付料 500円

| 実施日          | 時 間         | 会 場           |
|--------------|-------------|---------------|
| 5月7日<br>(火)  | 9:30～9:50   | 日向集会所         |
|              | 10:10～10:30 | 上古閑公民館        |
|              | 10:40～11:00 | 合志市商工会支所      |
|              | 13:30～14:00 | 合志小跡グラウンド     |
|              | 14:10～14:30 | 上庄公民館         |
|              | 14:50～15:20 | 栄体育館          |
| 5月8日<br>(水)  | 9:30～10:20  | 杉並台中央公園       |
|              | 10:40～11:30 | 永江ふれあいセンター    |
|              | 13:30～14:20 | すずかけ台中央公園     |
|              | 14:30～15:00 | 泉ヶ丘中央公園       |
| 5月9日<br>(木)  | 9:30～9:50   | 南群コミュニティセンター  |
|              | 10:00～10:30 | 群区グラウンド       |
|              | 10:40～11:10 | 黒石原コミュニティセンター |
|              | 13:30～14:00 | 栄グラウンド        |
|              | 14:20～15:10 | 泉ヶ丘市民センター     |
| 5月11日<br>(土) | 9:00～9:30   | 合志小跡グラウンド     |
|              | 9:50～10:50  | 泉ヶ丘市民センター     |

| 実施日          | 時 間         | 会 場         |
|--------------|-------------|-------------|
| 5月13日<br>(月) | 9:30～10:00  | 野々島公民館      |
|              | 10:10～10:30 | 本村区構造改善センター |
|              | 10:50～11:10 | 上生グラウンド     |
|              | 13:30～14:00 | 合生文化会館      |
|              | 14:20～14:40 | 辻久保区学習センター  |
| 5月15日<br>(水) | 9:30～10:20  | 西合志庁舎       |
|              | 10:40～11:20 | 黒石市民センター    |
|              | 13:30～14:00 | 新開公民館       |
|              | 14:20～14:50 | 東須屋公民館      |
| 5月16日<br>(木) | 9:30～10:00  | 須屋浄化センター    |
|              | 10:20～10:50 | 上須屋学習センター   |
|              | 11:10～11:30 | ユトリック公民館    |
|              | 13:30～14:30 | 須屋市民センター    |
| 5月18日<br>(土) | 9:00～9:50   | 須屋市民センター    |
|              | 10:10～10:40 | 妙泉寺体育館      |
|              | 11:00～11:30 | 黒石市民センター    |
|              | 13:00～13:50 | 西合志庁舎       |
|              | 14:10～14:40 | 野々島公民館      |
|              | 14:50～15:10 | 合生文化会館      |
|              |             |             |

**平成25年度 軽自動車税の減免申請**

障害者手帳を有している本人が所有、または、精神障がい者および18歳未満の障害者手帳を有している者と生計を一にする家族などが所有し、通院・通学などのために使用する軽自動車などについては、申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けることができません。

▼申請期間  
納税通知書が届いてから5月24日（金）まで

※納税通知書は5月の初旬に郵送します。

▼申請場所 税務課

▼申請に必要なもの  
自動車検査証、運転免許証、納税通知書、印鑑、身体障害者手帳など（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

※手帳の等級などは問いません。

税金

問い合わせ先  
税務課（合志庁舎）  
☎248-1114

## ■本市の滞納処分(差押)の実績 (平成24年4月～平成25年1月末現在)

| 差押項目           | 件数   | 金 額         |
|----------------|------|-------------|
| 不動産・動産・預貯金・給与等 | 275件 | 11,865,198円 |



自動車の差し押さえ  
(タイヤロック)

**税金の収納率向上を目指し  
徴収（滞納処分）を強化**

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産（土地・建物）、動産、給与、生命保険、自動車などを、差し押さえて強制徴収するものです。差し押さえた物件は、インターネットや県との合同公売会などを利用し換価を行ない滞納税にあてます。

滞納があるからといって、すぐに滞納処分というわけではありません。滞納に対して納税相談も無い、相談をされても約束を守らない滞納者を対象に、滞納処分を執行します。何らかの理由で支払いが困難、もしくは遅れるなどの納付に関する相談は、随時受け付けています。

## ■平成25年度 市税の納期限

|     | 軽自動車税    | 市県民税<br>固定資産税<br>国民健康保険税 | 口座振替日     | 口座振替依頼書<br>提出期限 |
|-----|----------|--------------------------|-----------|-----------------|
| 全 期 | 5月31日(金) |                          |           | 4月30日(火)        |
| 第1期 |          | 7月1日(月)                  | 左記と同じ     | 5月31日(金)        |
| 第2期 |          | 7月31日(水)                 |           | 6月28日(金)        |
| 第3期 |          | 9月2日(月)                  |           | 7月31日(水)        |
| 第4期 |          | 9月30日(月)                 |           | 8月30日(金)        |
| 第5期 |          | 10月31日(木)                |           | 9月30日(月)        |
| 第6期 |          | 12月2日(月)                 |           | 10月31日(木)       |
| 第7期 |          | 1月6日(月)                  | 12月25日(水) | 11月29日(金)       |
| 第8期 |          | 1月31日(金)                 | 左記と同じ     | 12月27日(金)       |

税の納付には、便利な口座振替があります。受付日の翌月末日（月末が土日祝の場合は月初めの営業日）から指定の口座より自動的に引き落とされます。

手続きは、税務課（合志庁舎）、総合窓口（西合志庁舎）、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内の指定金融機関、市内の収納代理金融機関でできます。

▼指定金融機関  
菊池地域農業協同組合

▼収納代理金融機関  
肥後銀行、熊本銀行（旧熊本ファミリー銀行）、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、ゆうちょ銀行、熊本県信用組合

## 税の納付は便利な 口座振替で

| 資格者               | 縦覧   | 閲覧              |
|-------------------|------|-----------------|
| 納税者               | ○    | ○               |
| 免税点未満により課税が発生しない人 | ×    | ○               |
| 納税者の同居の親族         | ○    | ○               |
| 別居の親族             | 要委任状 | 要委任状            |
| 納税管理人             | ○    | ○               |
| 借地人・借家人           | ×    | 当該権利の目的である土地・家屋 |
| 1月1日以降の新所有者       | ×    | ○               |

※免税点未満とは、同一市町村において所有者が有する土地・家屋・償却資産について、それぞれ課税標準額が一定の額に満たない場合は固定資産税を課することができない金額（土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満）のことです。

**固定資産課税台帳の  
縦覧・閲覧ができます**

縦覧 市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。

閲覧 納税義務者本人の自己資産の内容を確認できます。

▼縦覧・閲覧期間  
7月1日（月）まで

▼縦覧・閲覧場所 税務課

▼手数料 無料

※縦覧・閲覧の申請の際に、本人確認のため受付簿への記入と、本人および資格者の確認できる証明書（運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など）、印鑑をご持参ください。

## 微小粒子状物質(PM2.5)に 「注意」を

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）とは、大気中に漂う直径2・5マイクロメートル以下の物質です。

### ●健康への影響

粒子が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく、健康に害を及ぼす可能性があります。国立環境研究所によると、基準値を多少超えたからといって、すぐに重大な健康被害がでるとは考えられません。ただ、ぜんそくなどの呼吸器や循環器系の持病がある人は、数値が高い日はなるべく外出を控えるなどの予防策を取ったほうが良いとされています。

### ●注意喚起

県では1日あたりの平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超える予想される場合に注意喚起のお知らせをします。

### ●注意喚起がされた場合の対応

- ・不要不急の外出は控える。
- ・屋外での激しい運動はできるだけ減らす。
- ・外出時はマスクを適切に着用する。
- ・室内の換気は必要最小限にする。
- ・洗濯物は室内に干す。
- ・県や熊本市が公表する速報値に注意する。

問い合わせ先 環境衛生課（合志庁舎） ☎248-1202